

- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
 - c 工事材料を支給する場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討した上で、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。
- (ウ) 古品又は古材
- a 古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。
 - b 請負工事にあっては、当該工事に使用される古品又は古材は、事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。
- (エ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区分	内容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舎等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技術管理費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用

その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用
-----	------------------------

(才) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする、次の表1に掲げる現場管理費及び次の表2に掲げる一般管理費とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

表1 現場管理費

区分	内容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事

原価性経費配賦額	用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
雑費	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額 会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

表2 一般管理費

区分	内容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金(退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。)
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課

保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(力) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質、その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるるものとする。

ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付の対象としないものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具及び機材費、運搬費並びに組立・据付工事費の5%に相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事ごとに適用するものとする。

ただし、次の要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約ごとに適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合には、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

(ア) 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

(イ) 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

(ウ) 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

才 合体施行

合体により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象とならない経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した適正な方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費については、それぞれの事業費の割合に応じて按分するなど適正に行うものとする。

第 11 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、施設等ごとに工事が完了したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出るものとする。

届出を受けた都道府県知事は、必要に応じて当該工事のしゅん功検査を実施し、不適正な実態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

なお都道府県知事は現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認するものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書（交付等要綱第 21 の実績報告書をいう。以下同じ。）に出来高設計書を添付して、都道府県知事にこれらを提出し実績を報告するものとする。

3 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

既に支払が行われている場合には、1に加えて次の（1）及び（2）により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

(1) 施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

(2) 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。

4 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の（1）及び（2）により、事業完了後目標年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

（1）経営状況の確認

目標年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

（2）現地確認

現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認。

5 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第12 事業実施後の評価等

1 本事業の目標年度は、認定総合化事業計画に定める総合化事業又は認定農商工等連携事業計画に定める農商工等連携事業の実施期間の最終年度とし、成果目標については、別紙2に定めるとおりとする。

2 事業実施状況の報告等

（1）報告

事業実施主体は、適切な事業執行に努めるとともに、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、次に掲げる事項を含めて事業実施状況の 報告書を作成し、翌年度の5月末までに、都道府県知事に報告するものとする。なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

ア 事業実施状況

イ 目標値及び目標値の達成率

ウ 事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法

（2）事業実施主体に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体から（1）に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、各年度の成果目標の達成率が3年連続して70%未満となった場合又は単年度で50%未満となった場合は、当該事業実施主体に対し、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者をいう。以下同じ。）等による経営指導並びに事業実施主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする、別紙様式第3号による改善計画の作成を含む必要な改善措置を指導するものとする。

（3）地方農政局長等への報告

都道府県知事は、（1）の規定により事業実施主体から報告があった事業実施状況報告書の内容を踏まえて、別紙様式第4号による事業実施状況報告書を作成し、報告があつた年度の6月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

（4）都道府県知事に対する指導

ア　（3）の規定により報告があつた地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。

イ　地方農政局長等は、アに規定する指導を行つた場合は、当該指導の内容の報告があつた年度の12月末までに、農村振興局長に報告するものとする。

（5）都道府県知事に対する報告徴収

地方農政局長等は、都道府県知事に対し、（3）に定める報告のほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

3 事業成果の評価等

（1）報告

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、2の（1）のアからウまでに掲げる事項を含めて評価報告書を作成し、5月末までに都道府県知事に報告するものとする。なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

（2）事業実施主体に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体から（1）に定める評価報告書の提出があつた場合は、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に定めた成果目標の達成率が100%未満の場合には、当該事業実施主体に対し、中小企業診断士等による経営指導並びに事業実施主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする、別紙様式第3号による改善計画の作成を含む必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、2に準じて改善状況を報告させるものとする。

（3）地方農政局長等への報告

都道府県知事は、（1）の規定により報告を受けた事業成果の状況について、別紙様式第4号により報告書を作成し、報告を受けた年度の6月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

（4）事業成果の評価

(3) の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、事業の成果の評価を行うものとする。また、当該評価の結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該評価結果及び当該指導の内容を、評価及び指導を行った年度の12月末までに、農村振興局長に報告するものとする。

4 改善措置の指導等

(1) 事業実施主体は、2の(2)及び3の(2)による都道府県知事からの措置等を踏まえ、新商品の変更を行わなければ成果目標の達成が困難と判断するときは、次のアからウまでに掲げる要件を満たす場合に限り、新商品の変更を伴う改善計画を別紙様式第3号を用いて作成することができる。

- ア 別紙2に定める成果目標を下回らないこと。
- イ 本事業により整備した施設等を活用するものであること。
- ウ 新商品の変更が次のaからcまでのいずれかに該当すること。
 - a 商品そのものが新しいこと。
 - b 原料が新しいこと。
 - c 製法が新しいこと。

(2) (1)の改善計画を作成した事業実施主体は、事業実施計画期間中においては、別紙様式第1号を用いて、都道府県知事に対し新商品の変更に係る事業実施計画の変更申請を行うものとし、これを受けた都道府県知事は、地方農政局長等と協議の上、当該改善計画及び変更事業実施計画を妥当と認めるときは、承認するものとする（事業実施期間中においては、認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画の変更申請及び認定は別途必要である。）。

(3) 都道府県知事は、2の(2)及び3の(2)による改善措置等を実施してもなお、目標の達成率が50%未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとし、その結果を地方農政局長等へ報告するものとする。

(4) 地方農政局長等は、都道府県知事から(3)による検討の結果、事業を継続する旨の報告を受けた場合には、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められる場合又は事業実施状況の改善が見込めないと判断される場合は、都道府県知事に対し、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

る。

- (5) 改善計画を作成中若しくは改善計画に基づいて事業を実施中の事業実施主体は、目標が達成されるまでの間、新たな事業実施計画を作成できないものとする。

5 発電施設の整備に係る評価等

発電施設の整備を実施する場合、施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況について評価を行うものとする。

第 13 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、都道府県知事に対して、本事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき補助金の返還を求める事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2 の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、都道府県知事に対して、交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第 14 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（1）から（3）までのいずれかの関係を有する会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

（1）事業実施主体自身

（2）100 パーセント同一の資本に属するグループ企業

（3）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に定める親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、（2）を除く。）

2 利益等排除の方法

- (1) 事業実施主体の自社調達の場合、当該調達品の製造原価をもって交付対象経費とする。
- (2) 100 パーセント同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象経費とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
- (3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合
取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。
(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第 15 災害等における緊急事業

災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合にあっては、この要領の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定めるところにより、緊急に事業を実施することができるものとする。

第 16 発電施設の整備規模等

- 1 本事業により整備された発電施設により発電される電力については、天候や時間帯により発電時期に制約があるため、振替供給方式とすることにより6次産業化施設等の運転・操作等のための電力に有効に充てられるようにする。なお、電力を必要とする6次産業化施設等に隣接して設置する発電施設等にあっては、専用の電力線による直接供給もできるようにして、災害等により停電が生じた場合などにおける6次産業化施設等の一部機能の確保に努める。
- 2 本事業により発電施設を整備する場合の発電規模は、当該施設の運転・操作等に必要な年間需要電力量の総和とおおむね同水準、又はそれ以下とする。
- 3 売電収入の会計処理に当たっては、複式簿記を用いるなど適正な会計処理を行い、目的以外の利用がないようにすることとする。

第17 固定価格買取制度との調整

- 1 別表の（1）のキ及び（2）のシの施設（未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設）を整備し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 発電施設等を整備した場合における当該施設の管理者は、当該施設による売電により得た収入（1の調整を除いた額）が、電力供給対象施設に係る電力量、受電・発電に必要な費用及び電力供給対象施設の維持管理費の合計額を上回る場合においては、その差額に国の交付率を乗じた額を国庫に納付するものとする。また、売電収入については、発電施設及び6次産業化施設等の電力量に充当するほか、これらの施設等の維持管理費（建設改良積立金、災害準備積立金等を含む。）に充当する。

第18 他の施策との連携

本事業の実施に当たっては、次に掲げる1から8までの施策との連携に努めるものとする。

- 1 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 2 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第2に定める地域別農業振興計画に基づく施策
- 3 地域経済の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策
- 4 「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局通知）に基づく実質化された人・農地プラン（以下「実質化された人・農地プラン」という。）又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条に基づく地域計画（以下「地域計画」という。）に係る施策
- 5 食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を目的としたHACCPに係る施策
- 6 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）に規定する特定有人国境離島地域の地域社会維持対策に関する施策

- 7 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた施策
- 8 デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域における、地域資源やデジタル技術を活用した社会課題解決・地域活性化に関する施策

(別紙1)

農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）の配分基準

評価項目及び配点基準		ポイント
安定性	① 事業実施主体の財務状況は安定しているか。 ア 直近3年の決算において、経常損益が3年連続の黒字であり、かつ、直近1年の決算において、累積損失がない。 イ 直近3年の決算において、経常損益が1年以上の黒字であり、かつ、直近1年の決算において、債務超過となっていない（アの場合を除く。）。 ウ 直近3年の決算において、経常損益が3年連続の赤字となっている。又は、直近1年の決算において、債務超過となっている。	5 3 0
	② 事業規模（施設等の整備に要する経費）が1億円以上となる本事業を実施する場合 ア 実施する事業に係る経営経験を5年以上有している。 イ 実施する事業に係る経営経験を有しているが、5年未満である。 ウ 実施する事業に係る経営経験を有していない。	0 - 3 - 5
	③ 事業実施要件が具備（総合化事業等の計画、融資協議、関係許認可等）されているか。 ア 事業を実施するための要件が十分具備されており、当初要望の場合は6月末までに、追加要望の場合は別に定める期日までに事業が開始されることが確実である。 イ 事業を実施するための要件が具備されており、当初要望の場合は8月末までに、追加要望の場合は別に定める期日までに事業が開始されることが確実である。 ウ 事業を実施するための要件について協議中で事業開始の見通しが立っていない。	5 3 0
	④ 原料の調達（生産・供給体制）は確立されているか。 ア 原料確保の計画の全量について、自ら確実な確保ができる、または連携事業者との間で、契約書や同意書等により調達の確約が取れている。 イ 原料確保の計画量の一部について、自ら確実な確保ができる、または連携事業者との間で、契約書や同意書等により調達の確約が取れている。 ウ 原料調達先との間で契約書や同意書等の確約が取れていない。	5 3 0
確実性		

持 続 性 ・ 継 続 性	⑤ 製品の販路は、確保等されているか。	
	ア 販売数量の概ね全量について、販売先と契約又は交渉しており、実需要因から算定された販売計画が策定されている。	5
	イ 販売数量の一部について、販売先と契約又は交渉しており、実需要因から算定された販売計画が策定されている。	3
	ウ 販売数量について、販売先と契約又は交渉がされておらず、実需要因から算定された販売計画となっていない。	0
	⑥ 事業を適格に実施するための専門性はあるか。	
	ア 生産・加工・販売各部門に必要な能力や経験を保持した責任者の他、必要な能力や経験を保持した担当者を複数配置している。	5
	イ 生産・加工・販売各部門に必要な能力や経験を保持した責任者の他、必要な能力や経験を保持した担当者を配置している。	3
	ウ 生産・加工・販売各部門に必要な能力や経験を保持した担当者を配置していない。	0
	⑦ 事業の確実な実施・継続性について、事前に調査・検討を行っているか。	
	ア 事業開始までに、中小企業診断士等による経営診断等により事業の継続性が証明されることが確実である。	5
	イ 事業開始までに、第三者評価会やマーケティングリサーチ等により事業の継続性が証明されることが確実である。	3
	ウ 事業開始までに、事業の実施に向けた事前の調査・検討が行われておらず、事業の継続性が証明されない。	0
	⑧ 事業の持続性、継続性は見られるか。また、地域経済、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。	
	次のアからシまでのいずれかに該当する場合は、それぞれのポイントを加算する。	
	ア 業務用需要に応じた一次加工品等のB to Bの取組が行われる事業となっている。	2
	イ 事業実施計画に、本事業における商品の製造過程についてH A C C Pに関する第三者認証を取得することが含まれている。	2
	ウ 次のいずれかに該当する観光消費を推進する取組である。(複数選択不可) (ア) 事業実施計画が「SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)」の申請と連携する計画となっている。	2
	(イ) 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画において、農泊地域協議会(第3の1の(2)に規定する農泊地域協議会をいう。)と連携する具体的な取組を計画している。	2
	エ 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画において、	2

	<p>インバウンドを中心とする観光消費に向けた具体的な取組を計画している。</p> <p>オ 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画において、新商品の製造に当たり、障害者等が農林水産物等の一次加工処理や加工業務、販売業務に従事する計画となっている。</p> <p>カ 障害者が商品の開発に参画し、当該商品に更なる付加価値をもたらすインクルーシブデザインにより生み出される商品の製造に係る計画となっている。</p> <p>キ 次のいずれかに該当している。(複数選択不可)</p> <p>(ア) 事業を実施する地域において「地域計画」が策定されており、かつ事業実施主体が、「地域計画」に定められている目標地図（基盤法第19条3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者となっている。</p> <p>(イ) 事業を実施する地域において「地域計画」が策定されていないが、事業実施主体が「実質化された人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられている。</p> <p>ク 「輸出事業計画（G F Pグローバル产地計画）の認定規程」（令和2年4月1日農林水産大臣決定）に基づく認定を受けたG F Pグローバル产地計画に従って実施する事業である。</p> <p>ケ 労働安全衛生マネジメントシステム規格であるIS045001、JISQ45001若しくはJISQ45100の認証を受けている、又は労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号）に基づく取組を行っていることについて、労働安全コンサルタント（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下同じ。）第84条第1項に規定する労働安全コンサルタントをいう。）若しくは労働衛生コンサルタント（労働安全衛生法第84条第1項に規定する労働衛生コンサルタントをいう。）の確認を受けている。</p> <p>コ 前年度において、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記2-2の第1の7に定める支援対象者又は同8に定める重点支援対象者に決定され、同11に定める中央プランナー若しくは同12に定めるエグゼクティブプランナー又は同14に定める地域プランナーによる経営改善の取組に対する支援を受けている。</p> <p>サ 以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに基づいて実施する事業である。</p> <p>（ア）みどりの食料システム法（以下「みどり法」という。）第16</p>	2 2 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2
--	--	---

	<p>条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画</p> <p>(イ) みどり法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又はみどり法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画</p> <p>(ウ) みどり法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画</p> <p>シ 「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において、デジタル技術を活用して実施される取組である。</p>	2
--	---	---

(別紙2)

目標年度及び成果目標

- 1 本事業の目標年度は、認定総合化事業計画に定める総合化事業又は認定農商工等連携事業計画に定める農商工等連携事業の実施期間の最終年度とする。
- 2 成果目標は、次の（1）又は（2）に掲げる取組に応じ、それぞれに定める目標とする。

（1）農林漁業者の組織する団体による取組

農林漁業者の組織する団体が認定総合化事業計画で定めた総合化事業の目標

（2）農林漁業者等と中小企業者による取組

農林漁業者等及び中小企業者が認定農商工等連携事業計画で定めた農商工等連携事業の目標

ただし、次のア又はイに該当する取組については、（3）に定める目標を設定するものとする。

ア 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第2により、都道府県が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、事業実施計画において、地域外での販路の確保、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業

イ 市町村戦略に基づいて行われる取組であり、かつ、地域経済への波及効果を及ぼす等公益の増進に寄与する取組と当該市町村戦略を策定した協議会又は当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める事業

（3）地域経済への波及効果を及ぼす取組等に関する目標

別表

事業実施主体	交付対象事業	事業の内容及び要件
農林漁業者の組織する団体	(1) 農林水産物の加工、流通、販売等のために必要な施設 ア 農林水産物等の集出荷のために必要な施設 イ 農林水産物等の処理・加工のために必要な施設 ウ 農林水産物等の高付加価値化、地域の生産・加工との連携を図る農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設 エ 農林水産物等の高付加価値化、地域の生産・加工との連携を図る農林水産物等の生産・加工体験提供のために必要な施設 オ 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設 カ 収穫後用病害虫防除のために必要な施設 キ 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設 ク ア～キの附帯施設	ア 農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等の整備 イ 漁獲物の水揚げ・荷さばき施設、卸売場建物、製氷冷蔵施設、水産物冷蔵保管施設、検量施設等の整備 農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等の整備 地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等の整備 市民農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設（休憩所、更衣室等）、農機具収納施設、コミュニティー広場、福祉活用促進施設の整備 (別記4第2に定める事業を実施中又は、実施が終了した地域からの観光入込客の流入が見込める地域における取組に限る。) 捕獲した獣肉の処理・加工・販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等の整備 農林水産物の病害虫防除のために必要な機械施設の整備 バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギー供給施設、地域活性化に資する給電施設等の整備 (交付対象事業欄の(1)のア～カと一体的に整備するものであり、売電を目的としない取組に係るものに限る。)
	(2) 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設	
	ア 簡易土地基盤整備 イ 農業用水のために必要な施設 ウ 営農飲雑用水のために必要な施設	既存の畠地生産基盤に対する補完的又は追加的な次の整備等とする。 (ア) 農業用排水施設 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 (イ) 農道 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 (ウ) 区画整理 農用地の区画形質の変更 (エ) 暗渠排水 暗渠の新設又は変更 (オ) 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破碎、土壤改良及び土壤消毒 (カ) 農用地造成

		<p>農用地の造成</p> <p>(キ) 農地保全</p> <p>農用地の保全のため必要な事業</p> <p>(ク) 営農用水施設</p> <p>農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更に係るもの</p> <p>(ケ) 生産環境整備</p> <p>農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農村振興局長通知）別紙1-1の別表の区分欄の2の事業種類欄の（4）に掲げる事業及び区分欄の3に掲げる事業のうち農業生産に密接に関連するもの（営農用水施設を除く。）</p> <p>(コ) 生産技術高度化施設</p> <p>農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設等の整備</p> <p>(サ) 農作物被害防止施設</p> <p>農業生産における被害を軽減するために必要な防霜施設、防風施設等の整備</p> <p>(シ) 附帯整備</p> <p>(ア) から(ク)までの事業と併せて行う優良品種系統等への改植・高接等の附帯整備</p> <p>(ス) 基本条件確保整備</p> <p>(ア) から(ク)までの事業と併せて行う周辺の耕作放棄地等（2の（9）のケに規定する耕作放棄地等をいう。）の解消のための基礎的整備</p>
	エ 農林水産物等の生産に必要な施設	<p>農業用機械施設の整備</p> <p>（新商品の原材料となる農林水産物の生産に用いる等、認定総合化事業計画又は認定農商工等連携計画の取組に真に必要なものに限る。）</p>
	オ 乾燥調製貯蔵のために必要な施設	<p>乾燥機、粉砕機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵機械、建物の整備</p>
	カ 育苗のために必要な施設	<p>水稻、野菜等の育苗に必要な機械施設の整備</p>
	キ 水産用種苗生産・畜養殖のために必要な施設	<p>養殖用生産機械、放流用の種苗の生産機械及び建物の整備</p> <p>（漁業管理、資源回復の取組を阻害するおそれのある取組に係るもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）を除く。）</p>
	ク 堆肥製造のために必要な施設	<p>家畜ふん尿、野菜残さ等を活用して堆肥を製造するための堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等の整備</p>
	ケ 新技術活用種苗等供給のために必要な施設	<p>新技術を活用した育苗・増殖・培養用機械施設の整備</p>
	コ 特用林産物生産のために必要な施設	<p>きのこ類等特用林産物の生産に必要な機械施設の整備</p>
	サ 農林水産物等運搬のために必要な施設	<p>農林水産物等の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械施設の整備</p>
	シ 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設	<p>バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギー供給施設、地域活性化に資する給電施設等の整備</p>

		(交付対象事業欄の（2）のア～サと一体的に整備するものであり、売電を目的としない取組に係るものに限る。)
	ス ア～シの附帯施設	
中小企業者	(3) 食品等の加工・販売のために必要な施設	<p>ア 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設、食材提供施設、農林水産物等の生産・加工体験施設</p> <p>農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等の整備</p> <p>ア 農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等の整備</p> <p>イ 漁獲物の水揚げ・荷さばき施設、卸売場建物、製氷冷蔵施設、水産物冷蔵保管施設、検量施設等の整備</p> <p>地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等の整備</p> <p>市民農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設（休憩所、更衣室等）、農機具収納施設、コミュニティ広場、福祉活用促進施設の整備</p> <p>木工加工、陶磁器製作、山菜等の加工など地域に賦存する資源を活用した多様な就業・所得機会の創出に必要となる施設等の整備</p>
	イ アの附帯施設	

※ 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

提出年月日	令和 年 月 日
-------	----------

事業実施主体名	
代表者氏名	
提出先	

農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)事業実施計画書

1 事業実施主体等の概要及び添付書類

(1) 事業実施主体の概要		法律の事業計画認定状況			
		事業計画名	認定済	申請中	認定(申請)年月日
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び 地域の農林水産物の利用促進に関する法律	総合化事業計画	認定済	申請中	年 月 日	認定(申請)年月日
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律	農商工等連携事業計画	認定済	申請中	年 月 日	認定(申請)年月日
(ふりがな)	()) 代表者 氏名	役職名	年 月 日	年 月 日
事業実施主体の名称	(〒)	担当者 氏名	役職名	年 月 日	年 月 日
主たる事務所の所在地		連絡先 電話番号	—	—	—
事業実施場所(住所)		連絡先 FAX番号	—	—	—
注1 種類		連絡先 E-mail		HPアドレス	常時従事する従業員数 名
注2 業種		設立年月日		年 月 日	年 月 日
注4 重複申請の有無	有 • 無	注3 みなし大企業の確認	みなし大企業である • みなし大企業でない	事業名	事業概要
注5 地域要件該当の有無	有 • 無	申請中の事業名 及び事業概要	該当する地域要件	注3事業概要	

事業実施主体の概要			
構成員(出資者 等) 注6、7			
氏名	住所・所在地 (都道府県市町村名)	業種	注8 事業実施主体における役職名
部門別責任者 等 注10			
担当部門	責任者及び 担当者の別	氏 名	担当部門における専門性に関する経歴、受講済み研修等
注11 雇用に関する目標 ※構成員に3戸以上の農林漁業者 を含まない団体のみ記載		申請時 (人	1年度目 (人
直近3年の経営状況		第 年 月 日 ~ 第 年 月 日	期 第 年 月 日 ~ 第 年 月 日
経常損益	千円	千円	千円
純資産額 (資産と負債の差額) うち利益剰余金	千円	千円	千円

- 注1 「種類」の欄には、「農業協同組合」、「森林組合」、「森林水産物の生産、加工等を営む任意団体及び農作業の共同化等をを行う任意団体にあつては「事業協同組合等」に記入し、その他の農林水産物の生産、加工等を営む任意団体及び農作業の共同化等を記入する。(農業、林業、漁業、食品製造業等)「業種」の欄には、日本標準産業分類に定める中分類の業種を記入する。(農業、林業、漁業、食品製造業等)
- 2 「みなし大企業の確認」の欄には、事業実施主体が農商工等連携促進法に基づく認定を受けた中小企業者である場合のみ該当するものに○をする。
- 3 本事業以外に国、その他公的支援が受けられる事業に応募の場合は、「重複申請の有無」の欄で有を選択し、申請中の事業名及び事業概要を記入する。
- 4 事業実施場所が実施要領別記2-1の第7の1の(1)から(14)までに規定する地域要件に該当する場合は、「地域要件該当の有無」の欄で有を選択し、該当する地域要件を記入する。
- 5 「構成員(出资者等)」の欄には事業実施主体が農林漁業者が組織する団体である場合のみ記入する。
- 6 「構成員(出资者等)」の欄には、その全てを記入する。ただし、構成員が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入するとともに、該当する事項を記入する(事業実施主体が事業協同組合等の場合の組合員を含む。)。また、「株式会社」等にあつては、「出資者」等を記入する。
- 7 「事業実施主体における役職名」の欄には、農事組合法人は「取締役」、株式会社は「理事」、合資会社等は「代表」等と記入する。
- 8 「備考」の欄には、農地所有適格法人である場合に農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項第2号に掲げる要件のいづれに該当するかを記入する。この場合、常時従事者は「常」、農地等の使用収益権を移転・設定しているときはその旨を記入する。
- 9 「部門別責任者等」の欄には、生産・加工・販売・会計の各部門の責任者等名と、その経歴を記載する。なお、部門ごとに責任者等が複数いる場合は、その別を記載する。
- 10 「雇用に関する目標」の欄の目標年度においては3人以上とする。
- 11 實施要領別記2-3の第4の3に記載の発電施設の単独設置を実施する場合、「構成員(出资者等)」、「部門別責任者 等」、「直近3年の経営状況」の欄は記載不要
- 12 今年度既に採択が決定及び実施している事業があれば枠を追加し事業名及び事業概要を記入する。
- 13 今年度既に採択が決定及び実施している事業があれば枠を追加し事業名及び事業概要を記入する。

(2) 連携する事業者の概要 … 別記2-3 第7の1の(1)のア

連携事業者 連携事業者	活動拠点・住所・所在地 (都道府県市町村名)	業種	代表者名 (役職)	連携の内容・役割	連携規約等 の確認 <input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 覚書
①					<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 覚書
②					<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 覚書
③					<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 覚書
④					<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 覚書
⑤					<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 覚書
⑥					<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 覚書

注1 「業種」の欄には、日本標準産業分類に定める中分類の業種を記載する。(農業、林業、漁業、食品製造業等)

2 申請者が中小企業者の場合、農商工等連携事業計画で連携する農林漁業者について記載を必須とする。

3 連携する者について全て記載し、欄が足りない場合には欄を追加して記載する。

4 連携規約等の確認の欄には、押印のある文書は「規約」、押印のない文書は「覚書」にチェックする。

5 連携内容を定めた文書等を添付する。

6 実施要領別記2-3の第4の3に記載の発電施設の単独設置を実施する場合、記載不要。

2 事業の概要

事業の内容 及び実施方法	農林漁業者による取組		
事業の成果目標	農林漁業者等と中小企業者による取組 中小企業者には、農林水産物の売上高 農林漁業者には、農商工等連携事業に係る 農林水産物の売上高	総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高	円
		※ 「6 商品等の販路や需要等の計画」に記載の目標年度における合計の売上金額と整合性をとること。	
	事業の スケジュール		

注1 「事業の内容及び実施方法」に「新商品」の①名称、②概要 を必ず盛り込むこと。

2 事業のスケジュール欄には、関係法令等の許認可等(予定含む)に関する事項(許認可等内 容、認可等先、認可(予定)時期)を盛り込むこと。

3 実施要領別記2-3の第4の3に記載の発電施設の単独設置を実施する場合、「事業の成果目標」は記載不要。

3 施設の設置計画 . . . 別記2-3 第7の1の(2)のイ

注1「用途の欄」には、「〇〇のカシ」、「〇〇の洽戦」、「〇〇の相手」等当該機械が備えている機能を記入する。

〔複数の機械・建物を導入する場合は、欄を追加し記入する。】